|  |  |
| --- | --- |
| 改正案 | 現行 |
| 大阪府障がい者差別解消協議会運営要領  第１条～第８条  　（略）  （合議体の会議の開催）  第９条  　 （略）  ２　会長は、協議会規則第６条第１項の規定に基づく指名にあたっては、審議事案の内容等を勘案し、指名を行うものとする。  （略）  資料2-2 | 大阪府障がい者差別解消協議会運営要領  第１条～第８条  　 （略）  （合議体の会議の開催）  第９条  　 （略）  ２　会長は、協議会規則第６条第１項の規定に基づく指名にあたっては、その都度、審議事案の内容等を勘案し、指名を行うものとする。  （略）  資料2-3 |